

## 第8回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成27年2月26日(木) 午後1時57分から午後3時35分まで

2 開催場所 幕別町役場5階会議室

3 出席委員(26名)

|         |     |    |     |
|---------|-----|----|-----|
| 会長      | 26番 | 谷内 | 雅貴  |
| 会長職務代理者 | 25番 | 田邊 | 忠幸  |
| 委員      | 1番  | 石川 | 雅洋  |
|         | 2番  | 加藤 | 宏   |
|         | 3番  | 大野 | 和也  |
|         | 4番  | 高橋 | 秀樹  |
|         | 5番  | 井田 | 留吉  |
|         | 6番  | 中島 | 孝   |
|         | 7番  | 大道 | 健實  |
|         | 8番  | 齊藤 | 一男  |
|         | 9番  | 小原 | 喜久雄 |
|         | 10番 | 渡邊 | ひろ子 |
|         | 11番 | 蛭原 | 一治  |
|         | 12番 | 鬼頭 | 良市  |
|         | 13番 | 白木 | 孝和  |
|         | 14番 | 深松 | 俊英  |
|         | 15番 | 宗廣 | 武夫  |
|         | 16番 | 国枝 | 隆幸  |
|         | 17番 | 千葉 | 茂喜  |
|         | 18番 | 森  | 勤子  |
|         | 19番 | 鯖戸 | 英明  |
|         | 20番 | 尾藤 | 欣二  |
|         | 21番 | 大澤 | 慶博  |
|         | 22番 | 高野 | 英一  |
|         | 23番 | 前川 | 厚司  |
|         | 24番 | 香西 | 浩志  |

4 欠席委員(0名)

5 議事日程

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

第1号 北海道農業会議第2回地区別農業委員会会長・事務局長研修会について  
第2号 平成26年度十勝農業委員会連合会研修会について  
第3号 平成28年度農業政策と予算に関する要望意見について  
第4号 農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について  
第5号 農地法第5条の規定による許可について  
第6号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について

5) 議案

- 第1号 農用地の買入協議に係る要請について
- 第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4号 現況証明について

6) 協議

- 第1号 農地中間管理事業に伴う総会議案の提案方法について
- 第2号 幕別町農地移動適正化あっせん基準の改正について

- |   |            |       |
|---|------------|-------|
| 6 | 事務局長       | 高橋 宏邦 |
|   | 農地振興係長     | 鯨岡 健  |
|   | 忠類支局農地振興係長 | 伊藤 憲彦 |
|   | 農地振興係主事    | 川本 貴士 |

7 会議の概要

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長  | 幕別町農業委員会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第8回農業委員会総会を開催いたします。次に議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により指名をいたします。議事録署名委員に、15番宗廣委員、16番国枝委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 議長  | 次に諸般の報告を事務局から申し上げます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 事務局 | 諸般の報告は、特にございませぬ。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 議長  | 次に報告第1号「北海道農業会議第2回地区別農業委員会会長・事務局長会議」、報告第2号「平成26年度十勝農業委員会連合会研修会について」を一括議題といたします。事務局から報告いたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 事務局 | 報告第1号「北海道農業会議第2回地区別農業委員会会長・事務局長会議」並びに報告第2号「平成26年度十勝農業委員会連合会研修会について」報告いたします。地区別農業委員会会長・事務局長会議につきましては、去る1月30日に開催され会長と私が出席いたしました。また、十勝農業委員会連合会研修会につきましては、2月13日に開催され田邊代理と私が出席しております。両研修会とも農業委員会組織・制度の見直しについての説明がありましたが、南十勝農業委員会研修会での北海道農業会議佐久間事務局長の説明と、同様な内容となっており、その後変更点のみ報告させていただきます。資料の報告第1号第2号をご覧ください。十勝農委連としての制度改革にかかる提案についてですが、国の方向性等鑑み若干変更となっております。農業委員の選挙選任方法の見直しについては、当初は公選による代表制の確保と要請しておりましたが、地域の担い手農業者の中から地域で代表者を推薦し、市町村長はその地域 |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p>推薦者を選任することを法律に明記すること。農業委員定数は市町村の実情に応じ弾力的に定めることを可能とすること。地域推薦の担い手農業者が主体となるよう人数割合に配慮すること。地域推薦以外の委員の人は市町村が判断すること。次に裏面になりますが、農地利用最適化推進委員については、農地の集積・集約化が一定程度達成されている農業委員会では最適化推進委員の設置を不要とするなど、弾力的な運用を可能とすること。最適化推進委員の設置を不要とした場合、農業委員の定数の削減は適用しないこと。次に建議等業務につきましては、前回までの要請と変更点はなく、法律の規定を維持することとされております。次の農業委員会組織の運営・活動予算の確保につきましては、委員報酬を引き上げるとともに、農業委員会の運営費は全額国において措置すること。以上自民党農業改革プロジェクトチーム座長の吉川衆議院議員に対して要請活動を行うものでございます。</p>                                                        |
| 事務局 | <p>次に別紙2をご覧ください。新聞報道などご覧になっているかと思いますが、政府自民党の取りまとめを踏まえた法制度の骨格案でございます。こちらの右側が今回検討されている内容となっております。朗読は省略させていただきますが、農業委員の過半は認定農業者でなければならないものとする。また、最適化推進委員は農地利用の集積・集約化が相当程度図られているなどの基準に、該当する場合は委嘱しなくてもよいこととする方向で検討をされているということでございます。内容につきましては、具体的な検討がなされておりますので、参考としていただきたいと思います。以上で報告第1号、第2号の報告とさせていただきます。</p>                                                                                                                                                                        |
| 議長  | <p>報告第1号、第2号について、何か皆様のほうからご質問ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 議長  | <p>発言がないようですので、以上で報告第1号、第2号を終わらせます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 議長  | <p>次に報告第3号「平成28年度農業政策と予算に関する要望意見について」を議題といたします。事務局から報告いたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 事務局 | <p>「平成28年度農業政策と予算に関する要望意見について」次のとおり十勝農業委員会連合会を通じ、北海道農業会議へ提出いたしましたので報告いたします。本委員会としての農業政策に関する要望につきましては、昨年11月14日に農政部会で協議し、11月25日開催の第5回総会で決定をいただき、12月10日に会長・代理・農政部会長において、幕別町並びに町議会に対し要請書を提出し、国並びに道に対して働きかけの要請を行いましたので、同様の内容で十勝農委連を通じ北海道農業会議へ提出するものでございます。要請項目につきましては、要請内容と同じ7項目といたしまして、TPP協定交渉への対応について、日豪EPAへの対応について、有害鳥獣の駆除対策について、農業基盤整備予算の確保について、所有権移転による担い手への農地集積の推進について、農業委員会関係予算の確保等について、農業委員会等の組織見直しについての7項目でございます。なお、要望の内容・理由については記載のとおりでございます。以上で説明を終わりますので、ご審議のほどよろしくお願い</p> |

|     |                                                                                                                                                                                                                  |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | たします。                                                                                                                                                                                                            |
| 議長  | 報告第 3 号について、何かご質問ございませんか。<br><br>(発言なし)                                                                                                                                                                          |
| 議長  | 発言がないようですので、以上で報告第 3 号を終わります。                                                                                                                                                                                    |
| 議長  | 次に報告第 4 号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」を議題といたします。事務局から報告第 4 号 1 番、2 番を説明いたします。                                                                                                                                         |
| 事務局 | 報告第 4 号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」。農地法第 18 条第 6 項の規定により、合意解約通知があったので報告いたします。案件は議案書 4 ページの 2 件でございます。書類等が完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。                                                                           |
| 議長  | 報告第 4 号 1 番、2 番について報告を申し上げました。質疑ございませんか。<br><br>(発言なし)                                                                                                                                                           |
| 議長  | 質疑がないようですので、報告第 4 号 1 番、2 番については、報告のとおり承認されました。                                                                                                                                                                  |
| 議長  | 次に報告第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可について」を議題といたします。報告第 5 号 1 番から 3 番を説明いたします。                                                                                                                                              |
| 事務局 | 報告第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可について」。農地法第 5 条の許可申請について下記のとおり許可したので報告いたします。案件は議案書 5 ページ、6 ページの平成 27 年 1 月 29 日第 7 回総会で審議された 3 件でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。なお、記載のとおり条件を付し、平成 27 年 2 月 20 日付けでそれぞれ許可をしております。以上で報告を終わります。 |
| 議長  | 報告第 5 号 1 番から 3 番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。<br><br>(発言なし)                                                                                                                                                         |
| 議長  | 質疑がないようですので、報告第 5 号 1 番から 3 番については、報告のとおり承認されました。                                                                                                                                                                |

|     |                                                                                                                                             |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長  | 次に報告第 6 号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。事務局から報告第 6 号 1 番から 5 番を説明いたします。                                                                   |
| 事務局 | 報告第 6 号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」。公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権移転に係る利用調整の結果を報告いたします。案件は今月 18 日に町公社が利用調整を行った 5 件であります。内容につきましては、記載のとおりでございます。以上で報告を終わります。 |
| 議長  | 報告第 6 号 1 番から 5 番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。                                                                                                  |
|     | (発言なし)                                                                                                                                      |
| 議長  | 質疑がないようですので、報告第 6 号 1 番から 5 番については、報告のとおり承認されました。                                                                                           |
| 議長  | 次に議案第 1 号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。議案第 1 号 1 番について事務局から説明をいたします。                                                                         |
| 事務局 | 【議案第 1 号 1 番について議案書をもとに朗読】                                                                                                                  |
| 事務局 | 以上の案件は報告第 6 号の幕別町農業振興公社が行った利用調整のうちの 1 件でございます。幕別町に対しまして、農業経営基盤強化促進法第 16 条第 1 項に基づき要請をするものでありますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。                        |
| 議長  | 議案第 1 号 1 番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。                                                                                                        |
|     | (発言なし)                                                                                                                                      |
| 議長  | 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 1 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。                                                                                     |
|     | 【異議なしの声多数】                                                                                                                                  |
| 議長  | 異議なしとします。よって議案第 1 号 1 番は原案のとおり可決されました。                                                                                                      |
| 議長  | 次に議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案第 2 号 1 番、2 番について                                                             |

事務局から説明いたします。

事務局

【議案第2号1番、2番について議案書をもとに朗読】

事務局

以上の計画要請の内容はお手元にございます、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。

7番

7番説明いたします。この案件は更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと考えます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号1番、2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第2号1番、2番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第2号3番から8番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号3番から8番について議案書をもとに朗読】

事務局

以上の計画要請の内容は別添調査書2ページから4ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番

18番ご説明いたします。これらの案件は更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号3番から8番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号3番から8番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号9番から14番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号9番から14番について議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、別添調査書5ページから7ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。

19番 19番説明いたします。これら案件は更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号9番から14番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号9番から14番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号15番から18番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号15番から18番について議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、別添調査書8ページ、9ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

12番 12番ご説明申し上げます。これら案件は更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号15番から18番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号15番から18番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号19番、20番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号19番、20番について議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は別添調査書10ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から補足説明をお願いします。

25番 25番説明いたします。この案件は更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか、  
(質疑なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号19番、20番について原案のとおり決することに異議ございませんか、

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号19番、20番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号21番、22番について事務局から説明いたします。

事務局 【議案第2号21番、22番について議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は別添調査書11ページに記載されておりますとおり経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番 2番説明いたします。この案件は今月18日に町公社が利用調整を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

|      |                                                                                                                                  |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | します。                                                                                                                             |
| 議長   | <p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>                                                                                      |
| 議長   | <p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 21 番、22 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【異議なしの声多数】</p>                                           |
| 議長   | <p>異議なしとします。よって議案第 2 号 21 番、22 番は原案のとおり可決されました。</p>                                                                              |
| 議長   | <p>次に議案第 2 号 23 番、24 番について事務局から説明をいたします。</p>                                                                                     |
| 事務局  | <p>【議案第 2 号 23 番、24 番について議案書をもとに朗読】</p>                                                                                          |
| 事務局  | <p>以上の計画要請の内容は別添調査書 12 ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。</p>                |
| 議長   | <p>それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。</p>                                                                                                |
| 19 番 | <p>19 番説明いたします。これらの案件は平成 26 年 11 月に町公社が利用調整を行った案件でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。</p> |
| 議長   | <p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>                                                                                      |
| 議長   | <p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 23 番、24 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【異議なしの声多数】</p>                                           |
| 議長   | <p>異議なしとします。よって議案第 2 号 23 番、24 番は議案のとおり可決されました。</p>                                                                              |
| 議長   | <p>次に議案第 2 号 25 番について事務局から説明をいたします。</p>                                                                                          |
| 事務局  | <p>【議案第 2 号 25 番について議案書をもとに朗読】</p>                                                                                               |
| 事務局  | <p>以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書 13 ページ上段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の</p>        |

朗読と説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

9 番

9 番説明いたします。この案件につきましては、平成 26 年 11 月に町公社が利用調整を行ったものです。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定につきましては問題ないと考えております。詳細につきましては事務局説明のとおりでございます。よろしくお願いします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 25 番について原案のとおり決する事に異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第 2 号 25 番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第 2 号 26 番から 28 番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第 2 号 26 番から 28 番について議案書をもとに朗読】

事務局

以上の計画要請の内容は、別添調査書 13 ページ下段から 14 ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を全て満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2 番

2 番説明いたします。これらの案件は今月 18 日に町公社が利用調整を行ったものでございます。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 26 番から 28 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第 2 号 26 番から 28 番は原案のとおり可決されました。

|      |                                                                                                                     |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長   | 次に議案第 2 号 29 番について、事務局から説明をいたします。                                                                                   |
| 事務局  | 【議案第 2 号 29 番について議案書をもとに朗読】                                                                                         |
| 事務局  | 以上の計画要請の内容は別添調査書 15 ページ上段に記載されておりますとおり経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を全て満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。       |
| 議長   | それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。                                                                                         |
| 25 番 | 25 番説明いたします。この案件は今月 18 日に町公社が利用調整を行ったものでございます。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の所有権移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。 |
| 議長   | それでは質疑を行います。質疑ございませんか、<br><br>(質疑なし)                                                                                |
| 議長   | 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 29 番について、原案のとおり決する事に異議ございませんか、<br><br>【異議なしの声多数】                                          |
| 議長   | 異議なしとします。よって議案第 2 号 29 番は原案のとおり可決されました。                                                                             |
| 議長   | 次に議案第 2 号 30 番について、事務局から説明をいたします。                                                                                   |
| 事務局  | 【議案第 2 号 30 番について議案書をもとに朗読】                                                                                         |
| 事務局  | 以上の計画要請の内容は別添調査書 15 ページ下段に記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。        |
| 議長   | それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。                                                                                         |
| 7 番  | 7 番説明いたします。この案件は先月買入要請を行ったものでございます。譲受人は農地保有合理化法人であるため、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。                          |
| 議長   | それでは質疑を行います。質疑ございませんか、<br><br>(質疑なし)                                                                                |
| 議長   | 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 30 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。<br><br>【異議なしの声多数】                                         |

|      |                                                                                                                                                                                                            |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長   | 異議なしとします。よって議案第 2 号 30 番は原案のとおり可決されました。                                                                                                                                                                    |
| 議長   | <p>次に議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。次の議案第 3 号 1 番につきましては、千葉委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第 24 条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。それでは議案第 3 号 1 番について事務局から説明をいたします。</p> <p>(17 番：千葉委員退席)</p> |
| 事務局  | 【議案第 3 号 1 番について議案書をもとに朗読】                                                                                                                                                                                 |
| 事務局  | この案件は別添、農地法第 3 条調査書 1 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。                                                                                                       |
| 議長   | それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。                                                                                                                                                                                |
| 19 番 | 19 番説明いたします。この案件は、親から子への使用貸借による経営移譲でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。                                                                                                       |
| 議長   | <p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか、</p> <p>(質疑なし)</p>                                                                                                                                                                |
| 議長   | <p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 1 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか、</p> <p>【異議なしの声多数】</p>                                                                                                                          |
| 議長   | <p>異議なしとします。よって議案第 3 号 1 番は原案のとおり可決されました。</p> <p>(17 番：千葉委員着席)</p>                                                                                                                                         |
| 議長   | 次に議案第 3 号 2 番について事務局から説明いたします。                                                                                                                                                                             |
| 事務局  | 【議案第 3 号 2 番について議案書をもとに朗読】                                                                                                                                                                                 |
| 事務局  | この案件は別添調査書 2 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明と朗読を終わります。                                                                                                               |
| 議長   | それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。                                                                                                                                                                                 |
| 18 番 | 18 番ご説明いたします。この案件は親から子への使用貸借による経営移譲で                                                                                                                                                                       |

|     |                                                                                                              |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | あります。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。                                 |
| 議長  | <p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>                                                                  |
| 議長  | <p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【異議なしの声多数】</p>                                 |
| 議長  | 異議なしとします。よって議案第3号2番は原案のとおり可決されました。                                                                           |
| 議長  | 次に議案第3号3番、4番について事務局から説明をいたします。                                                                               |
| 事務局 | 【議案第3号3番、4番について議案書をもとに朗読】                                                                                    |
| 事務局 | これらの案件は別添調査書3ページ、4ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の説明と朗読を終わります。                 |
| 議長  | それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。                                                                                   |
| 18番 | 18番ご説明いたします。去る2月19日、石川委員、宗廣委員、事務局とで現地を確認していただきました。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細については事務局ご説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。 |
| 議長  | <p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>                                                                  |
| 議長  | <p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号3番、4番について原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【異議なしの声多数】</p>                              |
| 議長  | 異議なしとします。よって議案第3号3番、4番は原案のとおり可決されました。                                                                        |
| 議長  | 次の議案第3号5番について事務局から説明いたします。                                                                                   |
| 事務局 | 【議案第3号5番について議案書をもとに朗読】                                                                                       |
| 事務局 | この案件は別添調査書5ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上                                        |

で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

14 番

14 番説明いたします。去る 2 月 19 日、石川委員、宗廣委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細については事務局ご説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 5 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第 3 号 5 番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第 3 号 6 番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第 3 号 6 番について議案書をもとに朗読】

事務局

この案件は別添調査書 6 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

18 番

18 番ご説明いたします。この案件は後継者への生前贈与の所有権移転であります。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 6 番について原案のとおり決することに異議ございませんか、

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第 3 号 6 番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第 3 号 7 番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第 3 号 7 番について議案書をもとに朗読】

|       |                                                                                                                                |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局   | この案件は別添調査書 7 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。                                    |
| 議長    | それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。                                                                                                     |
| 2 番   | 2 番説明いたします。この案件は後継者への生前贈与の所有権移転でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。                       |
| 議長    | それでは質疑を行います。質疑ございませんか。<br><br>(発言なし)                                                                                           |
| 議長    | 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 7 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。<br><br>【異議なしの声多数】                                                      |
| 議長    | 異議なしとします。よって議案第 3 号 7 番は原案のとおり可決されました。                                                                                         |
| <hr/> |                                                                                                                                |
| 議長    | 次に議案第 4 号「現況証明について」を議題といたします。議案第 4 号 1 番について、事務局から説明をいたします。                                                                    |
| 事務局   | 【議案第 4 号 1 番について議案書をもとに朗読】                                                                                                     |
| 事務局   | 以上で議案の朗読を終わります。                                                                                                                |
| 議長    | それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。                                                                                                    |
| 14 番  | 14 番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。先日 2 月 19 日、石川委員、宗廣委員、事務局とで現地を確認していただき、農地・採草放牧地以外ということでご確認いただいておりますので、よろしくお願いいたします。 |
| 議長    | それでは質疑を行います。質疑ございませんか。<br><br>(発言なし)                                                                                           |
| 議長    | 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 4 号 1 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。<br><br>【異議なしの声多数】                                                      |
| 議長    | 異議なしとします。よって議案第 4 号 1 番は原案のとおり可決されました。                                                                                         |

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長   | 次に議案第４号２番について事務局から説明をいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 事務局  | 【議案第４号２番について議案書をもとに朗読】                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 事務局  | 以上で議案の朗読を終わります。                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 議長   | それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 18 番 | 18 番ご説明いたします。この案件は地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。去る２月 19 日、石川委員、宗廣委員、事務局とで現地を確認していただいております。農地・採草放牧地以外ということでご確認をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。                                                                                                                                                              |
| 議長   | それでは質疑を行います。質疑ございませんか。<br><br>(発言なし)                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 議長   | 質疑なしとします。採決をいたします。議案第４号２番について原案のとおり決することに異議ございませんか。<br><br>【異議なしの声多数】                                                                                                                                                                                                                           |
| 議長   | 異議なしとします。よって議案第４号２番は原案のとおり可決されました。                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 議長   | 次に協議第１号に入る訳ですけども、少しボリュームがありますので、ここで一旦休憩を取りたいと思います。55 分まで休憩を取りたいと思います。よろしくお願いいたします。<br><br>(２時 47 分～２時 55 分 休憩)                                                                                                                                                                                  |
| 議長   | それでは、総会の休憩を解きまして会議を続けさせていただきます。                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 議長   | 次に協議第１号「農地中間管理事業に伴う総会議案の提案方法について」を議題といたします。協議第１号について事務局から説明をいたします。                                                                                                                                                                                                                              |
| 事務局  | 【協議第１号について議案書をもとに朗読】                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 事務局  | 内容の説明をさせていただきます。農地中間管理事業の推進に係る法律が平成 26 年 4 月に施行されたところでございます。それに伴い今後総会での提案方法について協議をお願いするものでございます。昨年、各部会の開催時に農地中間管理事業関係の総会への提案方法について、お知らせしたところでございますが、来月以降に農地中間管理機構関連の議案が町公社より提案される予定となっておりますことから協議をお願いいたします。最初に農地の出し手から農地中間管理機構への農用地利用集積計画による利用権の設定でございますが、この関係につきましては、議案案件となる予定で農業経営基盤強化促進法第 18 |

条の規定による農用地利用集積計画で北海道農業公社へ利用権を設定する内容でございまして、従来どおり町の公告となります。例題として記載がありますように、利用権の設定をする者が出し手で、利用権の設定を受ける者が北海道農業公社となり、直接個人から道公社へ利用権設定となります。利用の期間でございしますが、期間は原則 10 年と定められており 10 年で利用集積計画が設定されます。また、農地中間管理事業実施要領の第 7 条を抜粋してございまして、農用地等の借入は所定の手続きを経て土地所有者と契約の締結、または農用地利用集積計画の公告を経て行うこととなっております。現在、北海道農業公社と町公社との間に農地中間管理事業の委託契約が締結されており、町公社が受付窓口となることから基盤強化法のみで、中間管理機構への貸付を行う旨の連絡を受けているところでございます。農地法第 3 条第 1 項では、例外規定がございまして第 14 条の 3 には、農地中間管理機構が農林水産省で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出た場合は農地中間管理権を取得する。これが、先程説明いたしました農地中間管理事業実施要領第 7 条の土地所有者と契約の締結となるところでございます。続きまして 2 番目といたしまして、農地中間管理機構から受け手への農用地利用配分計画による利用権の設定についてですが、これにつきましては、諮問案件として総会に提案させていただきたいと考えております。町公社が作成した農用地利用配分計画の意見照会に基づき審議し町公社に対して回答するという内容でございまして、これを受け今後、北海道による公告がなされ決定することとなります。この場合の関係については、農地中間管理事業実施規程第 18 条の農用地利用配分計画の作成を抜粋しておりますが、農用地利用配分計画を定める場合には、原則として市町村に対してあらかじめ農業委員会の意見を徴収のうえで、農用地等について法及びこの規程に適合する農用地配分計画の案を作成し提出するよう求めとなっております。諮問案件の内容につきましては、例題でお示ししております様式で提案いたします。この様式については、現在基盤強化法で使用している様式で、道公社が保有している農地を個人に賃貸した場合のケースと同様であります。利用期間の関係ですが、中間管理機構へは 10 年で受け手には原則 3 年となっております。今後公社が受け手に対して配分計画を定めた場合に道公社との協議の中で決定して行くこととなります。以上で内容の説明とさせていただきますので、よろしくご協議のほどお願い申し上げます。

議長 内容の説明が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

11 番 中間管理機構への貸付けは 10 年となっており、受け手には 3 年、5 年となることだが、利用期間が満了しその土地を利用する人がいない場合どのようなのか。そのことは明記されていないと思うし、借り手がいない場合は道公社も受けないこととなっていると思うが。

議長 事務局説明をお願いします。

事務局 中間管理機構へ貸付けした農地の借受けについては、昨年町公社が実施主体となって受け手の公募を行ったところであり、受け手希望者の中から隣接者を優先に受け手を決定していく状況にあります。先ほど言われました様に手を挙げている方でも農地を借りたくないという方は、可能性的にはあると思っております。ただし、その地区の農業者でなく町外の農業者も希望している状況にありますことから、農地の借受け者がいない状況にはならないと思っております。

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長   | ただいま事務局の方から説明がありましたが、よろしいですか。                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 11 番 | それ以上の説明は出来ないと思う。現実には多様な農地を道公社は集めることだが、受け手がいなくなり農地を保有してしまう可能性もあると思われるが、そのことについてはどのように考えているか。                                                                                                                                                                                                             |
| 事務局  | この事業は、道公社に農地が滞留しないよう借り手ありきで計画を作成し、事業を進めて行くことを町公社に確認しております。当初、農地の条件が良くない場合は整備し貸し出すことを聞いておりましたが、整備をどこまで行うかは不透明でございます。                                                                                                                                                                                     |
| 11 番 | 農地を使用できると思い借り受けたが、状況が悪く受け手が3年の期間で返し、その後の受け手がいない場合は、公社はどのように対応するのか。それが遊休農地を作るような可能性にも繋がる。                                                                                                                                                                                                                |
| 議長   | この事業については、今始まりです。今後多様なケースが出てくると考えられますので、その都度対応することによろしいですか。                                                                                                                                                                                                                                             |
| 11 番 | はい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 議長   | あと質疑ございませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|      | (発言なし)                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 議長   | 他に質疑ありませんか、なければ協議第1号については原案のとおり総会議案へ提案し、審議するものとします。                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 議長   | 次に協議第2号「幕別町農地移動適正化あっせん基準の改正について」を議題といたします。協議第2号について事務局から説明をいたします。                                                                                                                                                                                                                                       |
| 事務局  | 【協議第2号について議案書をもとに朗読】                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 事務局  | 農地中間管理事業法の施行により、道のあっせん事業実施要領が改正となりました。それに伴い市町村農業委員会のあっせん基準を改正するよう道より指導があり、また、本町においては平成14年に改正以後、平成20年に忠類との合併による改正が行われて以来改正しておりませんので、現状に合った改正が必要となったことから今回全文改正を行うものであります。なお、あっせん基準を変更しようとするときは北海道知事の認定を受けなければならないと規定されておりますので、今回協議させていただきその後振興局と協議を得て来月の総会にお諮りし議決後に道へ認定申請を行うものでございます。詳細については、係長より説明いたします。 |
| 事務局  | 詳細について説明をさせていただきます。最初に別添でお配りしております資料をご確認ください。お手元に配布しております資料につきましては、議案                                                                                                                                                                                                                                   |

第2号の別紙1から3までと参考資料の1から4まで配布しておりますので、ご確認のほどお願いいたします。協議第2号別紙1をご覧ください。農業委員会では、幕別町農地移動適正化あっせん事業実施要領を定めておりまして、実施要領の2には、農地のあっせん基準として農業委員会は、農地移動適正化あっせん事業を行うときは別に定める農地適正化あっせん基準による規定が定められているところでございます。次に協議第2号別紙2をご覧ください。別紙2につきましては、改正後のあっせん基準でございます。あっせん基準の改正につきましては、先ほど局長のほうからも説明がありましたが、平成20年11月に忠類農業委員会との統合の際に別表のみの追加の改正をしております、条文の改正は平成14年を最後に今日までしていない状況にあります。また、現在農地のあっせん事業につきましては、町公社が平成14年から行っておりますが、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定される事業を実施するうえでも、あっせん基準の整備が必要とされているところでございます。あっせん基準の詳細の改正につきましては、協議第2号別紙3と、参考資料の1から4により説明をさせていただきます。あっせん基準につきましては、参考資料4の北海道の農地移動適正化あっせん事業実施要領に準じて制定をしているところでございます。平成14年から今日まで関係法令との改正が数回ありましたことから、今回全文を改正するものでございます。別紙3をご覧ください。現行基準と改正基準の比較表でございまして、左側が現行基準で右側が改正基準でございます。今回、全文改正にあたり条文形式に改正をしております。第1条目的といたしましては、幕別町農業委員会が農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づき、農業経営の規模拡大・農地集団化その他農地保有の合理化を図ることを目的とするという根拠法令の記載をしているところでございます。第2条につきましては、定義といたしまして、農地移動適正化あっせん基準の対象となる農地の記載をしているところでございます。(1)(2)につきましては、朗読は省略させていただきます。また、第3条といたしましては、事業実施主体として農業委員会とする旨明記しているところでございます。第4条につきましては、現行基準の第2ですが、農用地等権利を取得させるべき者の要件で、今回農地中間管理事業の推進に係る法律が制定されたことに伴いまして、新たに条文を追加しているところでございます。続きまして、2ページをご覧ください。(1)ですが、農業経営における当該農用地等の権利取得の経営面積の記載がありますが、中段以降「別に定める場合を除き当該地域における農家の平均経営面積以上で農業委員会が定める基準面積」に改正しており、現行基準の「あいうえお」の部分削除し、新たに別表を作成しているところでございます。続きまして3ページをご覧ください。第5条の(1)ですが、現行基準では第3になりますが、農地中間管理事業の推進に係る法律が制定されたことに伴いまして、新たに条文追加をしているところでございます。また、(2)(3)につきましても、現行基準では農地保有合理化法人を農地中間管理機構等に改正をしているところでございます。続きまして、第6条の農用地等の権利を取得させるべき農業経営を営む者が2人以上居る場合におけるあっせんの順位では、(1)になりますが、現行基準の別表3を別表に改正しております。(2)につきましては、現行基準では経営構造対策事業計画等を経営体育成支援計画等に改正をしているところでございます。続きまして、4ページをご覧ください。改正基準の第7条になります。現行基準では第5になりますが、農業振興対策関連の特別基準とし、農業振興対策との関連において必要と認められる場合は、第4条、第5条及び第6条の規定にかかわらずそれぞれの事業に定める基準により、あっせんする条文に改正をしております。現行基準には、経営構造対策事業と5項目の記載がありますが、現在事業がありません。

で削除しているところがございます。続きまして5ページをご覧ください。あっせん手続き第8条になりますが、「幕別町農地移動適正化あっせん事業実施要領」に新たに「北海道農地移動適正化あっせん実施要領」を条文として追加しております。続きまして、別表でございます。現行基準では、別表1、別表2そして6ページの別表3が明記されておりましたが、今回は別表のみとしております。ここで資料の訂正をお願いいたします。改正基準の別表の「経営面積」を「基準面積」に訂正をお願いいたします。改正基準の別表の説明させていただきますが、参考資料1、参考資料2、参考資料3をご覧ください。参考資料の1ですが、別表を作成するにあたり認定農業者の経営面積と農業経営基盤強化促進に関する基本構想の営農類型毎の経営面積の実態を把握しなければ作成できず調査をしたところでございます。本年1月末現在で選挙人名簿に登録されている世帯数から、認定農業者の人数を把握いたしまして、農業経営基盤強化促進に関する基本構想の営農類型にあてはめ平均面積等を調査しております。選挙人名簿の関係につきましては、538世帯が農業者として登録されておりそのうち認定農業者数は493戸であります。認定農業者の割合につきましては、幕別地区が92.4%で、忠類が86.7%、全体で91.6%が選挙人名簿に記載されている農業者が認定農業者となっている状況です。参考資料1の右側につきましては、農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の中の営農類型でございまして、1番から25番が営農類型として基本構想に記載されているものでございます。参考資料の3をご覧ください。農業経営の基盤強化の促進に関する基本構想の営農類型の詳細でございますので、後程ご覧いただきたいと思います。続きまして参考資料の2をご覧ください。先程認定農業者で493世帯と説明させていただきましたが、これを個人と法人に分けたのが右側の表になります。個人が465戸、法人が28戸でございます。493戸を基本構想の営農類型毎に拾っていきますと1番から25番までである中で、例えば1番ユリ根のところですが、認定農業者は1人、畑作・野菜作の7番でいきますと、認定農業者が59人というような状況になっているところがございます。今回、基準面積と目標面積を定めるにあたり実情等踏まえ設定しているところで、目標面積については、50ha程度を目標に数値を設定しております。この基準面積と目標面積につきましては、事務局の案でございまして、この資料をご確認いただきご意見を賜りたいと存じます。一つの例題といたしましては、9番、10番、畑作・野菜作⑥⑦なんです、基準面積が50haで目標面積が55haと事務局としては案で考えているところです。実情は認定農業者146戸で、平均面積は50.6haで基準面積を超えている状況にあります。10番のみですと認定農業者は畑作・野菜作の複合⑦で認定農業者は59戸、平均面積は63.6haとなっております。この欄の全体は146戸で目標数値の55haを超えている戸数は3分の1で、3分の2については、55haを超えていない状況となっております。また、畑作・野菜複合の組織形態と酪農専業の組織形態につきましては、基準面積は空欄にしているところでございます、組織形態ですので目標数値のみを設定しております。法人としての実態につきましては、右側に記載しているところでございます、畑作野菜複合の組織形態は3件、平均面積は61.7haとなっているところがございます。法人については、全てが営農類型の組織形態となっておらず、野菜・畑作の①、②、③で認定農業者となっている状況にもあります。認定農業者全体の経営面積といたしましては、個人が18,131.9ha、法人が1,978.2haで合わせて、約2万haとなっております。最後になりますが、認定農業者については、例年3月末で戸数を確認しております。平成26年3月末の認定農業者数は544戸、選挙人名簿では493戸とその差50戸については、町外からの認定数値となります。以上で内容の説明とさせていただきますので、よろしくご協議のほどお願い申

|      |                                                                                                                                                        |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | <p>し上げます。</p>                                                                                                                                          |
| 議長   | <p>ただ今、提案理由と内容の説明が事務局から終わりました。</p>                                                                                                                     |
| 議長   | <p>それでは質疑を行いたいと思います。質疑ございませんか、</p>                                                                                                                     |
| 11 番 | <p>別紙 3 の新旧対照表で、改正基準の第 2 条で「定義」を追加しているが、条文中の「農用地等」とは何を示しているか。</p>                                                                                      |
| 事務局  | <p>最初の「農用地等」につきましては、(1) と (2) に記載されている農用地を示しております。一つ目は農業振興地域の整備に関する法律第 3 条に定められている農用地であり、二つ目がそれ以外の農用地で市街化区域内の農用地を示しております。この対象となる農地を称して農用地等としております。</p> |
| 11 番 | <p>市街化区域の農地は、あっせんは可能だが特例は受けられない。あっせんとなれば特例が受けられる解釈ではないか。違う標記の仕方が良いのではないか。</p>                                                                          |
| 事務局  | <p>市街化区域の農地は、基本的にあっせんを受けられますが、保有合理化事業並びに基盤強化法の特例は受けられません。農業委員会で実施するのは、基盤強化法、合理化事業だけのあっせんではないことからそれを含めた記載となっております。</p>                                  |
| 11 番 | <p>農業振興区域以外の農地は、農地法で可能なことからあっせんから除いても良いのではないか。</p>                                                                                                     |
| 事務局  | <p>今回のあっせん基準の改正については、北海道の基準に準じて改正しておりますのでご理解をお願いいたします。</p>                                                                                             |
| 事務局  | <p>(1) の農業振興地域の整備に関する法律第 3 条に定める農用地等につきましては、農業用施設用地も対象となることから農地と農業用施設用地を称し「農用地等」と記載しておりますので、ご理解いただきたいと存じます。</p>                                        |
| 11 番 | <p>分かりました。</p>                                                                                                                                         |
| 議長   | <p>あと質疑ございませんか。</p>                                                                                                                                    |
| 23 番 | <p>第 5 条 (3) には、「農業者年金基金にあっせん」するとなっているが、農業者年金基金が農地を所有することができるのか。</p>                                                                                   |
| 事務局  | <p>今現在は、事例がない状況にありますが、過去に農業者年金基金が農地を所有し各種事業を行っていた時期がございます。年金の関係における事業実施と思われます。</p>                                                                     |
| 23 番 | <p>わかりました。</p>                                                                                                                                         |
| 議長   | <p>よろしいですか。他に質疑ございませんか。</p>                                                                                                                            |
| 議長   | <p>今事務局から説明をした条文の改正、別表の経営面積及び目標面積について</p>                                                                                                              |

|    |                                                                       |
|----|-----------------------------------------------------------------------|
|    | <p>は、異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>                                     |
| 議長 | <p>十勝総合振興局と協議した結果、内容等の修正もあろうかと思えます。事務局において、十分に精査し来月の総会に提案をお願いします。</p> |
| 議長 | <p>他に質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>                                     |
| 議長 | <p>なければ、協議第2号について来月の総会の議案として、審議することといたします。</p>                        |
| 議長 | <p>議案は以上であります。</p> <p>これをもちまして、第8回農業委員会総会を閉会いたします。</p>                |

上記の会議の顛末を記たことに相違ないことを証明するためにここに署名、押印する。

議事録署名委員

15 番 印

16 番 印

議長 印